

答 申 第 523 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる保有個人情報の一部開示とした決定（以下これらを「本件各処分」という。）は、妥当である。

第 2 審議会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも同一の審査請求人が、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、生活保護に関する保有個人情報の開示請求に対する一部開示決定に係るものであり、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、審議会はこれらについて一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 令和元年 7月26日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求①」という。）を行った。

ア 文書番号〇〇〇第〇号「弁明書」の決裁文書（添付文書を含む）南陽支所保管分

イ 南陽支所が保管する私のケース記録（上記に含まれない場合）生活保護関係に限る

ウ 南陽支所が保管する生活保護関係のノート（共有備忘録）のうち私に関する部分

(2) 同年 8月29日、実施機関は、本件開示請求①に対して、次のアの保有個人情報を特定し、イの理由により一部開示決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ア 開示請求に係る保有個人情報の内容

(ア) 文書番号〇〇〇第〇号「弁明書」の決裁文書（添付文書を含む）南陽支所保管分

(イ) 南陽支所が保管する私のケース記録（上記に含まれない場合）生活保護に限る

(ウ) 南陽支所が保管する生活保護関係のノート（共有忘備録）のうち私に関する部分（以下「本件ノート」という。）

イ 一部について開示をしない理由

(ア) 条例第20条第 1項第 3号に該当

当該保有個人情報には、開示請求者以外の者に関する情報が含まれており、開示することにより開示請求者以外の者の正当な権利利益を害する恐れがあるため。

(イ) 文書番号〇〇〇第〇号「弁明書」の決裁文書（添付文書を含む）南陽支所保管分に含まれるため

(ウ) 開示請求に係る保有個人情報を作成しておらず、存在しないため。

(3) 同年 9月20日、審査請求人は、本件処分①のうち、本件ノートを非開示とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求（以下「本件審査請求①」という。）を行った。

2 審査請求②について

(1) 令和元年 9月20日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求②」という。）を行った。

南陽支所が保管するH〇.〇.〇～H〇.〇.〇まで〇〇区で保護受給していた分に関するいわゆるケース記録

(2) 同年10月24日、実施機関は、本件開示請求②に対して、南陽支所が保管するH〇.〇.〇～H〇.〇.〇まで〇〇区で保護受給していた分に関するケース記録の写し（以下「本件ケース記録票」という。）を特定し、次の理由により一部開示決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ア 条例第20条第 1項第 3号に該当

当該保有個人情報には、開示請求者以外の者に関する情報が含まれており、開示することにより開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

イ 条例第20条第 1項第 7号に該当

当該保有個人情報には、生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第29条に基づく調査の照会・回答等に関する情報（以下「本件照会情報」という。）が含まれており、開示することにより、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 同年11月20日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求（以下「本件審査請求②」という。）を行った。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求①について

ア 本件ノートにつき、作成しておらず存在しないため一部開示となっているが、ケースワーカーが学区ごとに編年体で作成し存在するため。

イ いわゆる「共有文書」に非該当であるため、「不存在」との解釈が行われたものと思われるが、ケースワーカーが学区ごとにその日一日の面談・相談内容を手書きし、引継時には、後任者に渡すノートであるから、「共有文書」に該当し、「不存在」とした決定は誤りであるため。

ウ ケース記録に時系列や事実関係の齟齬があまりにも多いため、当時の担当者がノートに記録した手書きのものを、別の担当者が判読し、欠落した分を作成したものと考えている。

エ 本件ケース記録の内容が、審査請求人の記憶ともかなり異なっており、また、過剰なまでの組織防衛的説明的内容であり、審査請求の争点をあらかじめ先取りして事前に書き込むことは不自然であるから、事後に、なんらかの資料を参考にして編集したものと言わざるを得ない。よって、編集前と編集後の内容が対比されると不都合であるため、

文書管理外であるものの、事実上、組織的に作成保有管理しているノートをあえて不存在であると主張しているものと言わざるを得ない。役所はどんな紙切れでも特に係争案件であれば、後日、証拠として提出する必要に備えて、個人メモ扱いで後生大事に保管しているものであるからだ。よって、対象文書を保有管理情報非該当として不開示とした判断は誤りであるから、これを取り消す裁決を求めるものである。

(2) 本件審査請求②について

ア 条例第20条第 1項第 3号該当性について

(ア) 市の運用指針においては、「死亡している個人の生前の情報については、死亡前には個人情報として取り扱われていたにも関わらず、死亡の時点を経境として異なってくることは適当でないと考えられるため、個人情報として取り扱うものである。」とあるが、この方針には誤りがある。

(イ) 侵害される権利があるならば、当然保護に値するものである。しかし、ここで問題となるのは「権利」の主体である。民法の解釈適用を待つまでもなく、権利は人の出生に始まり死により終わることは自明の理である。地方自治体の条例制定権は、憲法及び法令の定める範囲内において策定されるべきものであるが、「適当でないと考えられる」という理由をもって、恣意的に権利の主体を拡大しているものというほかなく、失当である。

(ウ) 情報公開条例においては、行政の透明性を確保することが目的であって、誰であれ開示請求をすることができ、誰に対しても客観的一律の基準で判断する必要があるから、第三者の個人情報であれば、生死を問わず一律に不開示とする運用には一定の合理性もある。

しかるに個人情報条例においては、自己の個人情報へのアクセス訂正削除利用停止請求などの自己情報が適正に管理されていることを目的とするため、死者の個人情報だからといって一律に不開示とする運用には問題がある。特に、遺族との関係においては、課題があることは確かなので、今後審議会において所要の条例改正・運用改正提言を検討するなり、裁量的開示の検討をすべきものであると考える。

イ 条例第20条第 1項第 7号該当性について

(ア) 「支障」とは、実質的・具体的であることが必要であり、おその程度も、抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められるものに限定されるとされているが、行政運営に支障をもたらす蓋然性は認められない。

(イ) 行政庁の照会・回答内容については、金融機関等であれば法令に基づいて照会内容を回答するし、社会保険事務所間であれば業務に参考となる範囲について、知っていることは全て伝えるのが当然である。

預貯金や保険契約があれば照会すること自体は、厚生労働省の示す基準のポイントをまとめた「生活保護のしおり」にある「資産の活用」に従い行われていることである。

実施機関は、「生活保護のしおり」にある事柄を要保護者に説明の上で、可能であれば自立を支援することが本来の業務であるはずなので、法律と通知に従う正当な業務を開示すると支障があるという発想が理解できない。

厚生労働省も『2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。』としており、究極の目的は、保護に依存し続けることなく、諸障害を解決するよう支援指導し、可能であれば自立できるようになることであるから、ある意味、本人のための活動であるため、情報を持っていそうな機関には協力を求めるし、それに回答することが悪いことであるとは思えない。よって、そこに行政運営情報該当性があるとは思えない。

ウ 条例第21条該当性について

(ア) 審査請求人としては、真実を知ることが不可欠であり、また、夫婦の生き方はよいことも悪いことも含め、遺族である審査請求人の個人情報でもあるので、その裁量的開示を求める。

(イ) 審査請求書及び反論書に記載されている内容が、不開示部分と同じ内容ならば、不開示とする利益がなく、違ふとすれば、審査請求人の利益と比較衡量して裁量的開示を判断すべきものである。

エ 理由提示の不備

(ア) 理由の提示は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨のものであるところ、公文書を非公開とする決定について提示する理由としては、公開請求者において、所定の非公開事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非公開の根拠規定を示すだけでは十分でない。具体的には、該当条項を示した場合はもとより、その記載内容が条文を引き写した程度にすぎず、実質的に該当条項のみを示した程度である場合も、理由の提示に不備があり違法である。

(イ) 本件処分②について見ると、決定通知書には第三者の個人情報及び行政運営情報に該当するとの趣旨が記載されているのみであり、これは条例第20条第1項第3号及び第7号の内容をそれぞれ言い換えたものでしかない。そして、非開示情報として推定される、「住所、氏名、内容、経緯」及び「金融機関名・保険会社名」のうちいずれが同項第3号に該当し、いずれが同項第7号に該当するのか明らかではない。同項第7号については、同号アないしカのいずれに該当するのか、いずれにも該当しない場合は、どのような情報に該当するのか、開示することによりどのようなおそれが生じるのかについて、何一つ具体的には述べられていない。

(ウ) 本件処分②における理由の提示は、その態様から処分庁の恣意が抑制されたものとは認められず、審査請求人の審査請求を著しく困難ならしめるものであるから、理由提示の要件を満たさないことが明らかである。

第5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求①について

(1) 生活保護業務においては、保護の決定の根拠や、保護の適用の過程を客観的に明示するため、家庭訪問や来所面談時等に、要保護者等から聞き取った生活状況や収入、資産状況等、関係先への調査内容等、保護の決定・実施等に必要な情報を取得する必要がある。

聞き取りの際には、聴取事項が多岐にわたることがあるため、聞き取りを行う職員が、聞き取った内容を個人用のノートやメモ書に残すことは当

然行われている。

- (2) 職員は、個人用のノートやメモ書を基に「ケース記録票」を作成し、組織として要保護者に対する保護の決定・実施等に関して必要な情報を共有しているが、生活保護法施行細則準則について(平成12年 3月31日付け社援第 871号 各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛厚生省社会・援護局長通知。以下「準則」という。)第 3条第 1項では、福祉事務所において、ケース記録票を作成のうえ整理すべきことを定めている。

このことは、生活保護業務においては、ケース記録票が、保護の決定・実施等に利用され、組織として管理・利用される文書であることを明確に示している。すなわち、「ケース記録票」が、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号。以下「公開条例」という。)第 2条第 2号に定める、「行政文書」であることを示している。

- (3) ケース記録票については、職員が作成し、適宜、査察指導員や所属長に回付され、押印がされているものであるから、組織として管理・利用されている実態があることは明らかである。

- (4) ケース記録票は個人用ノートやメモ書を基に作成するが、それらは聴取事項そのものの記録を目的としたものではなく、ケース記録票の作成を円滑に行うことを目的として職員が個々に控えたものである。

- (5) したがって、組織的に共有される行政文書であるケース記録票の作成後に、その役目を終えた個人用ノートやメモ書は当然破棄されるものである。そのため、当該個人用ノートやメモ書を組織として保有していないことについて、違法又は不当な点はない。

2 本件審査請求②について

- (1) 本件ケース記録票は、保護の決定の根拠や保護適用の過程を客観的に明示して、被保護者の生活実態(家族構成、経歴、生活実態、病状等)や他の関係機関等から得た各種調査の内容等を記録するものであり、自立助長に向けた援助を行うための資料となるだけでなく最低生活の保障が適切に行われているかを検証する資料となるものである。

- (2) 本件ケース記録票はその性質上、被保護者に関する情報だけでなく、被

保護者以外の者に関する情報や他の関係機関等から得た情報をも含むものであるため、それらを開示することにより、審査請求人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあることは当然に想定されるし、また、生活保護事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

(3) 審査請求人の配偶者（以下「本件配偶者」という。）に係る情報（以下「本件第三者情報①」という。）は、処分庁が独自に調査して把握した生活状況等、通常、親族であっても知られたくないと思われる情報であって、処分庁以外の本市の機関の事務に係る情報が含まれている。

(4) 本件配偶者以外の者に係る情報（以下「本件第三者情報②」という。）は、審査請求人とは直接関係のない第三者の氏名や処分庁が独自に調査して把握した生活状況等であり、処分庁以外の本市の機関の事務に係る情報も含まれている。

(5) 本件第三者情報①と本件第三者情報②のいずれにも、処分庁以外の本市の機関の事務に係る情報が含まれている。

生活保護事務においては、通常、生活保護の決定・実施のために被保護者等に係る情報の収集を行っているが、本件配偶者に係る個人情報はもちろんのこと、処分庁以外の本市の機関の事務に係る情報が開示されることになることになると、処分庁は、開示請求者にあらゆる情報を常に開示されることを念頭に事務を進めることになるため、処分庁において、被保護者等に係る情報の収集が困難となり、ひいては生活保護の決定・実施が適切に行えなくなるという蓋然性がある。

そのため、生活保護事務の性質上、生活保護事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断し、条例第20条第 1項第 3号のみならず、同項第 7号にも該当し非開示としたものである。

第 6 審議会の判断

1 争点

次の 5点が争点となっている。

(1) 本件ノートが存在するか否か。

(2) 本件第三者情報①及び本件第三者情報②（以下これらを「本件第三者情報」という。）が、条例第20条第 1項第 3号に該当するか否か。

(3) 本件第三者情報及び本件照会情報（以下これらを「本件非開示情報」という。）が、条例第20条第 1項第 7号に該当するか否か。

(4) 本件非開示情報が、条例第21条に該当するか否か。

(5) 本件処分②における理由付記が十分か否か。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることに鑑み、開示か非開示かは、条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 生活保護事務におけるケース記録票の作成について

実施機関の説明を踏まえると、生活保護事務におけるケース記録票の作成の流れは次のとおりである。

(1) 生活保護の事務を行う際は、保護の決定の根拠や、保護の適用の過程を

客観的に明示するため、家庭訪問や来所面談時等に、要保護者等から聞き取った生活状況や収入、資産状況等、関係先への調査内容等、保護の決定・実施等に必要な情報を取得する必要がある。

また、生活保護の受給を開始した後も、生活の実態を正しく把握するために、ケースワーカーが定期的に被保護者を訪問し、生活状況を確認したり、相談を受けたりすることがある。

- (2) 生活状況の聞き取り等を行う際は、記録すべき事項が多岐にわたることから、聞き取りを行う職員が自身の控えとして、聞き取った内容をノート等に記載することがある。

ただし、当該ノート等を作成すべきとする定めはなく、その作成及び記載内容については、聞き取りを行う職員に委ねられている。

- (3) ノート等に記載された事項は、準則に定めるケース記録票の作成を行う際の参考とされ、実施機関内では、ケース記録票が組織的に共有される文書となる。

- (4) ケース記録票には、保護の決定の根拠や保護適用の過程を客観的に明示して、被保護者の生活実態や他の関係機関等から得た各種調査の内容等を記録する。

4 本件各審査請求の対象となる個人情報について

本件各審査請求の対象となる個人情報は次のとおりのものである。

- (1) 本件ノートは、実施機関の職員が、審査請求人の生活状況等の把握のために審査請求人をはじめとする関係者から聞き取った内容や調査した内容を記録するためのものである。

当該記録は、行政文書であるケース記録票を作成する際の覚えとして使用されるものであり、各職員が必要に応じて作成し、当該職員が個々で保管しているものである。

- (2) 本件第三者情報①及び本件第三者情報②はそれぞれ、本件配偶者及び本件配偶者以外の第三者に関する情報であり、これらの者の生活状況等が含まれているものである。

- (3) 本件照会情報は、法第29条に基づき、実施機関が審査請求人の資力等を

調査するに当たり、金融機関及び保険会社に対して行った照会及びそれに対する回答である。

本件照会情報には、調査の対象となった金融機関及び保険会社の名称及びその回答内容が記載されている。

5 本件処分①における本件ノートが存在するか否かについて

(1) 条例第 2 条第 2 号において、保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、公開条例第 2 条第 2 号に規定される行政文書に記載されているものに限るものとされている。

(2) 公開条例第 2 条第 2 号において、行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいうこととされている。

(3) 実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものとは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実態を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものをいうと解される。

したがって、保有個人情報該当性を検討するに当たっての行政文書該当性は、当該文書の作成・取得、利用、保存・廃棄の状況等を総合的に考慮して実質的に判断すべきである。

(4) この点、実施機関の説明によると、本件ノートについて、その作成や保管に関する定めは存在しないとのことである。

(5) また、本件ノートは上記 4 (1) のとおりのものであるとのことである。

(6) 上記 (4) 及び (5) より、本件ノートは実施機関の職員が個人として管理するものであり、組織としての共用文書の実態を備えた状態、すなわち実施機関の職員が組織的に用いるものとは認められないとする実施機関の説明は不合理とは言えず、これを覆すべき特段の事情は認められな

い。

- (7) 以上のことから、本件ノートは保有個人情報に該当しないと認められ、その他に本件審査請求①における審査請求人の主張の趣旨を満たす保有個人情報の存在は認められない。

したがって、本件開示請求①の対象となる保有個人情報としての本件ノートは存在しないと認められる。

6 本件処分②における条例第20条第 1項第 3号該当性について

- (1) 本号は、開示請求者以外の者の個人に関する情報にあつては、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

- (2) 本号は開示請求者以外の者の個人情報を保護する規定であるところ、本件配偶者は、本件開示請求②の時点で既に死亡しているため、死者の情報が条例第20条第 1項第 3号による保護の対象となるかが問題となる。

- (3) 条例第 2条第 1号において定義される「個人情報」は、その対象となる個人の範囲を生存する個人に限っていないため、同号の「個人情報」には既に死亡している者の情報も含まれることとなる。

- (4) そのため、条例第20条第 1項第 3号は、死者の情報についても適用される。したがって、本件第三者情報①は、開示請求者である審査請求人以外の者の個人情報であると認められる。

- (5) 次に、本件第三者情報を開示すると、本件配偶者及び本件配偶者以外の第三者（以下これらを「本件第三者」という。）の正当な権利利益を害するおそれがあるか否かを判断する。

ア 本号において正当な権利利益を害するかどうかについては、開示請求者と開示請求者以外の者の関係において、開示請求者以外の者が当該者に関する情報を開示請求者に知られたくないことに正当な理由があるかどうかを、当該情報の内容に応じて、十分考慮して実施機関が個別、具体的に判断する必要がある。

イ 本件第三者情報①には、本件配偶者の私的な情報が含まれるところ、本件ケース記録票から読み取れる審査請求人と本件配偶者の生活状況等に鑑みれば、その配偶者である審査請求人であっても当然には了知し得ないうえ、一般的には配偶者であっても知られたくないと評価できる情報も含まれ得る。この点、本件第三者情報①を開示することにより、本件配偶者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、本件第三者情報②は本件配偶者以外の第三者に関する情報であり、当該第三者の生活状況等が含まれることから、当該第三者が本件第三者情報②を審査請求人に知られたくないことには正当な理由があると認められる。したがって、本件第三者情報②を開示することにより、本件配偶者以外の第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

(6) 以上のことから、本件第三者情報は、条例第20条第 1項第 3号に該当すると認められる。

7 本件処分②における条例第20条第 1項第 7号該当性について

(1) 本号は、本市の機関又は国等が行う事務の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。

(2) 本件照会情報は、上記 4 (3) のとおりの情報であるため、本市の機関が行う事務又は事業に関する情報である。

(3) 次に、本件照会情報を開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かを判断する。

ア 法第29条においては、生活保護の決定や実施のために必要があると認めるときに、銀行や信託会社などに報告を求めることができる旨が規定されている。当該規定は、報告を求められた調査先に回答を義務付けるものではないと解されている。

イ 本件照会情報を開示することになると、調査先が調査対象者等から苦情や不満が寄せられることを懸念し、調査への協力を拒むようになるお

それを否定できない。

また、実施機関によると、通常、調査先は調査対象者等に対しても明かされていないとのことであり、本件照会情報に含まれる金融機関及び保険会社の名称を明らかにすると、当該者がその後当該調査先の金融機関や保険会社を避けて資産を持つようになるなどのことにより、正確な資力の調査が困難になるおそれがある。

ウ したがって、本件照会情報を開示することにより、本市の事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(4) 以上のことから、本件照会情報は条例第20条第 1項第 7号に該当すると認められる。

(5) なお、実施機関は、本件第三者情報が本号にも該当すると主張するが、本件第三者情報については、上記 6のとおり条例第20条第 1項第 3号に該当するため、これについて重ねて判断する必要はない。

8 本件処分②における条例第21条（裁量的開示）の適用について

(1) 本条の裁量的開示とは、条例第20条第 1項第 1号から第 8号までの非開示情報のいずれかに該当する情報であっても、当該非開示情報の規定により保護される利益に優越する個人の権利利益を保護する理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができるものである。

(2) 上記 6及び 7で判断したように、本件非開示情報は、条例第20条第 1項第 3号又は第 7号のいずれかに該当すると認められる。

(3) また、審査請求人が「夫婦の生き方」として自身の情報であると主張していると思料される本件第三者情報①の性質は、上記 6 (5)のとおりであり、当然には審査請求人に開示されるべき情報として評価できるものではない。加えて、審査請求人からは、本件非開示情報を開示した場合に得られる利益について具体的な主張はない。

そのため、本件非開示情報を開示することにより保護されることとなる審査請求人の権利利益について、当該非開示情報を非開示とすることにより保護される利益よりも優越するものとして特に保護の必要があるも

のと認めるには至らないといわざるを得ない。

- (4) 以上のことから、条例第21条を適用し、実施機関において裁量的開示をすることが適当とは認められない。

9 本件処分②における理由付記について

- (1) 条例第26条第 1項は、開示請求に係る保有個人情報の一部又は全部を開示しないときは、実施機関は書面によりその理由を示さなければならないことを定めている。

また、その場合における理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する事由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならないこととされている。

本件処分②の決定通知書においては、本件処分②における非開示情報が条例第20条第 1項第 3号又は第 7号に該当する旨の記載はあり、開示しないこととする根拠規定は明確になっていることから、当該規定を適用する事由に関する記載が、本条の趣旨に鑑みて十分か否かについて検討する。

- (2) 本件第三者情報は、審査請求人以外の第三者の個人情報であり、本件処分②において、ケース記録票の性質、非開示とされている情報の性質及び審査請求人と当該第三者との関係に鑑みると、どのような者に関する情報であるのかということや、どのような趣旨の記載であるのかということ、加えて当該情報を開示することによりどのような権利利益を害するおそれがあるのかといった、非開示とすべき理由を詳細に記載することで、当該第三者の権利利益を害するおそれを完全には否定できない。

- (3) また、本件処分②の決定通知書には、実施機関が条例第20条第 1項第 7号に該当すると主張する情報が、法第29条に基づく調査の照会・回答等（本件照会情報）である旨が記載されており、その内容は上記 7 (3)アのとおりである。

法第29条において明らかになっている情報以上の情報として本件処分②の決定通知書に記載することが想定される情報には、実際に調査を行った調査先の名称が挙げられるが、具体的な調査先の名称を開示するということになると、実施機関による審査請求人の正確な資力の把握が困難となることで実施機関の行う生活保護事務に支障が生じ得る。

(4) 以上のことから、本件処分②の理由付記が不十分であるとまではいえません。

10 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件各処分の妥当性については、上記 5 から 9 までで述べたとおりであることから、当審議会の結論に影響を及ぼすものではない。

11 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 7 審議会からの付言

本件処分②における理由付記についての判断は上記第 6 9 のとおりであるが、条例第 26 条第 1 項の趣旨及び上記第 5 2 (3) から (5) までのように本件処分②の弁明書においてより詳細な情報の性質やその非開示となった理由が記載されていることに照らすと、本件処分②の決定通知書には、より具体的な非開示理由の記載が可能であったと考えられる。

実施機関においては、今後、保有個人情報の全部又は一部を開示しない場合は、どのような情報がどのような理由により非開示となっているのか、事案に即したより具体的な理由付記を行うよう努められたい。

第 8 審議会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 本件審査請求①について

年 月 日	処 理 経 過
令和元年11月27日	諮問書の受理
12月27日	弁明書の受理
令和 2年 2月 3日	反論意見書の受理

(2) 本件審査請求②について

年 月 日	処 理 経 過
令和 2年 2月 3日	諮問書の受理
3月 3日	弁明書の受理
3月31日	反論意見書の受理
4月 6日	追加反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	処 理 経 過
令和 3年12月24日 (第 279回審議会)	調査審議
令和 4年 4月22日 (第 283回審議会)	調査審議
7月 1日 (第 286回審議会)	調査審議
8月 5日 (第 287回審議会)	調査審議
9月21日	答申